

令和 3 年 6 月 1 日

お客さま各位

西尾信用金庫

『未利用口座管理手数料』の新設について

平素より西尾信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、普通預金口座および貯蓄預金口座を対象として、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただきますのでお知らせいたします。

今後もお客さまへの一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

制度開始日	令和3年8月1日
対象預金の種類	普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金
適用条件	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から3年間、お預入れまたは払戻しが無い口座を対象とします。 <u>ただし、以下の場合は適用対象外といたします。</u> ○対象口座の残高が10,000円以上ある場合 ○定期性預金、投資信託、外貨預金、国債等のお取引がある場合 ○お借入がある場合 ○18歳未満の個人の口座である場合 ○その他当金庫が定める所定の場合
お取扱内容	・対象のお客さまへ、お届けのご住所に文書でご案内いたします。 ・ご案内後、3か月経過後もご利用がない場合、翌月15日、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ・口座残高が本手数料額に満たない場合、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を解約させていただきます。
手数料	年間 1,320円（税込）

※ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。